

長野県内で新たに中小法人を設立した場合、 創業から5年間、法人事業税を課税免除します。

長野県地域振興局／県税事務所

長野県では、創業の促進を図るとともに、創業後の経営安定化を支援するため、創業間もない中小法人を対象に、法人事業税の課税免除を行っています。

「課税免除」を受けるには、先に「創業認定」を受ける必要があります。手続き方法は、下記及び裏面をご覧ください。

課税免除までの流れ

STEP 1 「創業認定」

- 提出書類：「創業認定申請書」又は「新規開業認定申請書」及び必要書類
- 提出期限：**課税免除を受けようとする最初の事業年度の確定申告書の提出期限前 30 日まで**
- 提出先：地域振興局商工観光課

※創業2年目以降でも申請できますが、課税免除の遡及適用はありませんので、最初の事業年度に手続き（事業実態の把握のため、設立から一定程度経過した頃を推奨）をお願いします。

例) 創業2年を経過する日の属する事業年度の確定申告書提出期限30日前までに「創業認定」の申請した場合 → 創業2年目～5年目を経過する日の属する事業年度（4年間）を課税免除 ※1年目分の遡及適用はなし

※審査の結果、認定されない場合がありますので、ご了承ください。

※認定に関する要件を確認するため、法人の代表者にお話を伺う場合があります。

STEP 2 「課税免除」

- 提出書類：「創業等事業税課税免除申請書」、「事業税課税免除計算書」及び必要書類
- 提出期限：**法人事業税の申告納付期限まで**
- 提出先：県税事務所

課税免除の内容

- ◇ 確定申告書の提出期限前30日までに「創業認定申請書」又は「新規開業認定申請書」を提出し、認定を受けた場合、「当該確定申告の事業年度」から「創業・新規開業（個人事業者が法人設立した場合は個人事業開始日）から5年を経過する日の属する事業年度」までの間、法人事業税の課税が免除されます。
- ◇ 令和4年4月の条例改正により、令和4年4月1日以降の設立法人は、課税免除の算定基礎となる課税所得が1億円超の場合、1億円が上限となります。

対象者 (資本金1千万円以下の中小法人)	税目	区分	課税免除内容		
			創業・新規開業から1～3年 を経過する日の属する事業年度	4年	5年
株式会社 合名会社 合資会社 合同会社 企業組合	法人 事業税	創業	全額課税免除	課税額の	課税額の
		新規開業		2/3 免除	1/3 免除

※「特別法人事業税」は、課税免除対象ではありません。

課税免除の主な要件

○創業とは、個人事業開始日から5年を経過していない個人（令和4年4月1日以降に設立したものに限る）

または事業を営んでいない個人が新たに長野県内に中小法人を設立して事業を開始することをいいます。

※フランチャイズ事業や事業（営業）譲渡、会社分割、事業承継、他の法人の利益分散のための設立の場合を含むによる創業は、経営基盤が一定程度あると考えられることから課税免除の対象外です。

○新規開業とは、長野県外で事業を行う個人又は法人が、以下のいずれかに該当することをいいます。

- ①県内に事務所又は事業所を有しない法人が、県内に中小法人を設立し、事業を開始した場合
- ②県内に事務所又は事業所を有しない中小法人が、県内に本社移転し、事業を開始した場合
- ③県内に事務所又は事業所を有しないで事業を行う個人が、県内に中小法人を設立し、事業を開始した場合
 - ・事業の開始に伴い、県内に住所を有する雇用保険の一般被保険者である者を1名以上雇用すること。
 - ・課税免除を受けるには、課税免除を受けようとする事業年度の終了の日まで1名以上雇用を継続していること。

※創業及び新規開業ともに「性風俗関連特殊営業を営む法人」は対象外です。

○詳細な要件及び提出書類は、以下の県ホームページ（右のQRコード）で確認できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/keiei/genze.html>



問い合わせ先・申請先

管轄地域	連絡先（住所／電話番号）	
	創業・新規開業の認定申請	課税免除申請
小諸市、佐久市、 南佐久郡、北佐久郡	佐久地域振興局商工観光課 (〒385-8533 佐久市跡部 65-1/0267-63-3158)	東信県税事務所 (〒385-8533 佐久市跡部 65-1 /0267-63-3139)
上田市、東御市、 小県郡	上田地域振興局商工観光課 (〒386-8555 上田市材木町 1-2-6/0268-25-7140)	※書類提出は上田事務所でも可能です。
岡谷市、諏訪市、 茅野市、諏訪郡	諏訪地域振興局商工観光課 (〒392-8601 諏訪市上川 1-1644-10/0266-57-2955)	南信県税事務所 (〒396-8666 伊那市荒井 3497 /0265-76-6807)
伊那市、駒ヶ根市、 上伊那郡	上伊那地域振興局商工観光課 (〒396-8666 伊那市荒井 3497/0265-76-6832)	※書類提出は諏訪事務所、飯田事務所 でも可能です。
飯田市、下伊那郡	南信州地域振興局商工観光課 (〒395-0034 飯田市追手町 2-678/0265-53-0432)	
木曽郡	木曽地域振興局企画振興・商工課 (〒397-8550 木曽郡木曽町福島 2757-1/0264-25-2228)	中信県税事務所 (〒390-0852 松本市大字島立 1020 /0263-40-1908)
松本市、塩尻市、 安曇野市、東筑摩郡	松本地域振興局商工観光課 (〒390-0852 松本市大字島立 1020/0263-40-1932)	※書類提出は木曽事務所、大町事務所 でも可能です。
大町市、北安曇郡	北アルプス地域振興局商工観光課 (〒398-8602 大町市大町 1058-2/0261-23-6523)	
長野市、須崎市、 千曲市、埴科郡、 上高井郡、上水内郡	長野地域振興局商工観光課 (〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 /026-234-9527)	総合県税事務所 (〒380-0836 長野市大字南長野南 県町 686-1/026-234-9507)
中野市、飯山市、 下高井郡、下水内郡	北信地域振興局商工観光課 (〒383-8515 中野市大字壁田 955/0269-23-0219)	※書類提出は北信事務所でも可能です。
—	県庁経営・創業支援課(026-235-7194)	県庁税務課(026-235-7048)